

書類の閲覧規則

【目的】第1条

この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第77条の29の2及び「法」に基づく指定確認検査機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）第29条の2及び株式会社ガイア（以下「ガイア」という。）の確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第60条の規定に基づき、書類の閲覧方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

【閲覧書類】第2条

閲覧に供する書類（以下「閲覧書類」という。）は、法第77条の29の2及び指定機関省令第29条の2第1項の規定に基づき、次の各号に定めるものとする。

- (1) 確認検査業務の実績を記載した書類
- (2) 確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類
- (3) 確認検査業務に関する損害賠償を担保するための保険契約の締結内容を記載した書類
- (4) 当該事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において行った確認検査の業務に関し生じた損害を損害賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容が明示された書類
- (5) 定款及び登記事項証明書
- (6) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- (7) 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- (8) 発行済み株式総数の5/100以上の株式を有する株主の氏名又は名称及びその者が有する株式の数を記載した書類

【閲覧書類の備え付け方法】 第3条

閲覧書類は、紙面での備え付けによるものとする。

2. 前項に規定する紙面での備え付けの場合、これらの書類は次条に規定する事務所の鍵のかかるロッカーで保管するものとする。

【閲覧場所】第4条

閲覧の場所は、ガイア（千葉県松戸市小根本2番地の9）とする。

【閲覧時間】第5条

閲覧の時間は、ガイアの営業日の午前10時から午前11時30分まで、午後は、1時30分から午後4時30分までとする。

【閲覧の申請】第6条

閲覧者は、閲覧申請書（別記第88号様式）に必要な事項を記入し、ガイアに申請しなければならない。

【閲覧の資格審査等】第7条

ガイアは、閲覧申請があったときは、次の各号の一に申請者の資格が該当するかどうか、又、第10条の規定に抵触するか否かを審査し、適合する場合には閲覧を認めるものとする。

- (1) 法第6条の21項の規定による確認を受けようとする者
- (2) その他の関係者で、次のいずれかに該当する者

ア. 代理者
イ. 設計者
ウ. 工事監理者
エ. 工事施工者

【持ち出しの禁止】第8条

閲覧申請者は、閲覧の際に書類を第4条の規定に基づき指定した閲覧場所の事務室以外に閲覧図書を持ち出しをしてはならない。

2. 社長の命令を受けた職員は、閲覧申請者が書類を閲覧している間は立ち合い、前項の規定及び当該図書の破損等が生じないよう監視しなければならない。

【書類の返納】第9条

閲覧申請者は、閲覧を終了したとき。又は第5条に規定する閲覧終了時間を経過したときは、直ちに書類をガイアに返納しなければならない。

2. 閲覧に立ち合った職員は、閲覧申請者から返納された図書の状態について落丁、毀損、及び汚れ等の点検を実施し、これらの異常がないことを確認したときは、次に掲げる措置を行うものとする。ただし、異常を発見した場合は、直ちに社長へ報告するものとし、報告を受けた社長は、的確に事後処理等について対応するものとする。

- (1) 申請者に返納を受けたことを告げること。
- (2) 社長に任務の終了を復命すると共にこれらの書類を直接手渡して返却するものとする。

【閲覧の拒否】第10条

ガイアは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、書類の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) 閲覧申請者が、建築基準法第77条の29の2に規定する確認を受けようとする者及びその他の関係者に該当しないとガイアが認める者
- (2) 閲覧方法に違反した者又はガイアの指示に従わない者
- (3) 閲覧書類を故意に汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあるとガイアが認める者
- (4) 他の来訪者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとガイアが認める者

【閲覧書類の整備】第11条

ガイアは、閲覧書類に変更が生じたときは、延滞なく記載事項の変更を行い、これを整備する。

【閲覧方法の公開】第12条

閲覧方法の公開は、ガイアのホームページにおいて行う。

【閲覧の記録方法】第13条

ガイアは申請者から閲覧申請書の提出があつた場合は、閲覧記録簿に必要な事項を記録するものとし、確認検査の業務を廃止するまで保存する。

2. ガイアは、前条に規定する閲覧記録簿については、記録等管理施行細則第17条第1項の規定中〔第8条に規定する記録管理簿及び第12条第3項に規定する記録取り寄せ等管理簿並びに第13条第2項に規定する記録持出し管理簿〕及び同細則同条第2項中〔帳簿、書類等〕を〔閲覧記録簿〕と読み替えて準用することができるものとする。
3. ガイアは、前各項による情報の保存及び保護に係る措置について別に定めるものとする。

【個人情報の保護】第14条

個人情報の保護の観点から利用目的等については、「ガイア確認検査業務管理規則」第8章の規定による。

附則

制定：令和4年9月30日

施行：令和5年4月1日